

ガ ー イ ウ ス

『法 学 提 要』(I)

早稲田大学ローマ法研究会

佐 藤 篤 士 監訳

熊丸 光男 高田普久男 田中 憲彦  
谷口 貴都 西村隆誉志 原田 俊彦

早稲田大学法学会會員

會長	須々木	主一					
副會長	田山	輝明	島田	征夫			
監事	上村	達男	首藤	重幸			
顧問	新井	隆一	大畑	篤四			
	金澤	理雄	黒木	三孝			
	酒卷	俊夫	櫻井	塚昭			
	佐藤	昭義	篠山	晴康			
	島田	信重	杉山	平藏			
	鈴木	重輝	高島	濱洋			
	土井	眞澄	長村	英一郎			
	中山	和久	中西	原春			
	藤倉	皓一郎	宮坂	富之助			
	矢頭	敏也					

管理委員(教員)

○秋山靖	浩真	浅古	弘源	石川	正興
石田	泰男	今関	成男	岩志	和一
上野	一郎	○上村	達男	牛山	積太郎
内田	治直	内田	勝一	○浦川	道太
浦田	賢直	近江	幸英	○大須	平明
大塚	孝康	○大塚	崎安	大平	章厚
○奥島	哲夫	○尾田	田薰	○戒能	通實
加藤	陽子	○鎌木	棚照	○菊池	馨生
岸口	彦太	○木倉	倉秀	○佐藤	篤士
小藤	英善	○島田	水征	○島田	陽隆
○清水	々々	清首	藤重	○須根	威一
須高	橋川	高林	政龍	○曾田	昌守
直川	山誠	棚村	和博	谷口	昌親
田山	輝明	○土田	波江	勅使	川原
梅村	善夫	○戸野	村稔	鳥山	恭一
○中川	弘道	林井	正章	○箱田	崇史
早藤	岡康	○正水	森島	○原原	芳博
三宮	澤妙	水森	田倉	○松宮	川成
弓削	尚子	米倉		山野	目章
(学生)	(略)				

(○印=編集委員、五十音順)

## 邦訳するにあたって

### (1) ガーイウスの『法学提要』

ローマの法学者ガーイウス(Gaius)の名は、ユースティニアヌスの『学説彙纂』(Digesta)にその学説が引用されていることから、高名な学者としてすでに早くから知られていた。『学説彙纂』には、彼の著作とする文献から535題が引用されており、これは『学説彙纂』全体の実に30分の1を占めている。また、426年に発せられた、東ローマ皇帝テオドシウス2世と西ローマ皇帝ヴァレンティニアヌス3世の勅法(後に引用法 Lex citationum と呼ばれるようになったもの)でも、裁判で適用すべき5名の古典期の法学者の学説の中に、ガーイウスの学説が回答権(ius respondendi)を与えられた法学者たち(パーピニアヌス、パウルス、ウルピアーヌス)やローマ市の消防長官を勤めたモデスティアーヌスの学説とともに指定されている。

ガーイウスの『法学提要』(Institutiones)については、とくにユースティニアヌスがトリボニアヌス、テオフィルス、ドーロテウスの3名に命じて編纂させた『法学提要』を施行する勅法の中で、「古法学者のすべての法学提要、とりわけわがガーイウスの法学提要と日用法律便覧のコンメンタール、その他多くのコンメンタールの中から編成して…それを私に提出し……(Quas ex omnibus antiquorum institutionibus et praecipue ex commentariis Gaii nostri tam institutionum quam rerum cottidianarum aliisque multis commentariis compositas.....nobis optulerunt,.....)」と述べている。また、ガーイウスの『法学提要』は、4ないし5世紀の『モーセ法とローマ法対照』(Collatio legum Mosaicarum et Romanarum)においても知られ、『西ゴートのローマ人法』(Lex Romana Visigothorum, Breuiarium Alaricianum)でも知られていた。しかしながらいずれも断片的な

ものであり、この著作（講義録か）の内容はこれらから推測できるにすぎなかったのである。

このように個人名（praenomen）しか知られず、しかもユースティニアヌスに「わがガイウス」（Gaius noster）と呼ばせ、後世にはかり知れないほど大きな影響を与えたガイウスとは一体どのような人物か、また彼が書いた『法学提要』とはどのようなものか、ながい間謎につつまれていた。

## （２） ヴェローナ写本の発見とガイウス『法学提要』の刊本

1816年、ローマ史家ニーブール（Barthold Georg Niebuhr）が、プロイセンの在教皇庁公使として赴任の途中、ヴェローナの教会附属図書館（Bibliotheca Capitolare di Verona）に立ち寄り、ガイウスの『法学提要』を記載した再記羊皮紙（παλιμψηστος パリンプセスト）の写本を発見した。この写本は現在は教会附属図書館所蔵番号13の番号が附されている。ニーブールが発見した写本は表面にヒエロニムス（Hieronimus）の“Epistulae”と“Polemica”が書かれていたが、その下層に法律の文章が見られた。早速ニーブールは筆写してベルリンのサヴィニー（F. K. von Savigny）に鑑定を依頼したところ、サヴィニーはこれをガイウスの『法学提要』の写本の一部と考え一論文を発表した（Neu entdeckte Quellen des römischen Rechts, Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft, 3, 129ff.）。プロイセンの王立科学アカデミーはこれらの写本を調査すべくベッカー（Immanuel Bekker）とゲッセン（Ludwig Göschen）をヴェローナに派遣したのである。これには、ベートマン－ホルヴェーク（Moritz August von Bethmann-Hollweg）も参加した。彼らは細心の注意を払い薬品をかけて上の文字を消し法律の文章を浮かびあがらせることができた。かつてマッフェイ（Scipione Maffei）とハウボルト（Christian Gottlieb Haubold）によって発見された1葉を加え126葉の羊皮紙（3葉の欠落が

早法64巻1号(1988)

ある)のうち18葉はまったく解読できず、また部分的に解読できたにすぎないものもあったが、ともかく1820年最初の模写本(apographum)として公刊した。その表題は次のようなものであった。

Gaii Institutionum Commentarii IV e codice rescripto bibliothecae capitularis Veronensis auspiciis Reg. Scient. Acad. Boruss. nunc primum editi a Io. F. L. Goeschen. Acced. fragmentum uet. ICTi de iure fisci ex alis eiusdem bibliothecae membranis transcriptum. Cum tabulis aereis. Berolini apud Reimerum, 1820.

その後ブルーメ (Friedrich Bluhme) がヴェローナに赴いて写本を再検討し、ゲッセンの模写本に修正を加え、1824年ゲッセンの模写本の第2版が公刊されたのである。ベッキング (Eduard Böcking) もこのゲッセン本に検討を加え1837年に模写本を公刊した。

Gaii Institutiones ad Codicis Veroniensis apographum emendavit et annotavit Ed. Boecking, Lipsiae, 1837 (5ed. 1866).

1866年から1868年にかけて、言語学者シュトゥデムント (Wilhelm Studemund) は、ベルリン王立科学アカデミーの命令をうけ、モムゼン (Theodor Mommsen) とクルューガー (Paul Krüger) の協力をえてヴェローナ写本の検討をおこない、それまでの模写本の誤読を訂正し、写本に附された符合や略字の解明をおこない、1874年に模写本を刊行した。

Gai Institutionum commentarii quattuor. Codici Veronensis denuo collati apographum confecit et iussu Academiae Regiae Scientiarum Belolinensis edidit Guilelmus Studemund, Lipsiae, 1874.

この刊本をもとに1877年シュトゥデムントとクルューガーは通常の活字で『法学提要』を刊行した。

Gai Institutiones, Ad codicis Veronensis apographum Studemundi-anum in usum scholarum ediderunt Paul. Krueger et Guilelmus Studemund. Inest epistula critica Theodri Mommsen, Berolini, 1877.

シュトゥデムントは、さらにヴェローナ写本を詳細に検討し、あたらし  
く多くの箇所の解説をおこない誤りを訂正して、1878年と1883年に改定補  
足し、これを1884年に *Collectio librorum iuris anteiustiniani* に収録し  
た。1909年には、ヴェローナ教会附属図書館による写真版も出版されるに  
いたった。

*Gaii codex rescriptus in Bibliotheca Capitulari Ecclesiae Cathedralis  
Veronensis distinctus numero XV (13), cura et studio eiusdem Biblio-  
theca custodis phototypice expressus, Lipsiae, 1909.*

これと併行して、ゲッシェンの模写本をもとに多くの刊本が出された  
が、その中で注目すべきものはラハマン (Karl Lachmann) とフシュケ  
(Eduard Huschke) のそれである。

*Gaii Inst. Commentarii Quattuor, ex recensione et cum commentariis  
IOH. F. L. Goeschenii, opus Goeschenii morte interruptum absolvit  
Carolus Lachmanus, Bonnae, 1841. (Corpus iuris romani anteiustiniani  
I) Neudruck 1987.*

*Gaii Instit. Commentarii quattuor, ex membranis deleticis Veronensis  
bibliothecae capitul. eruit Io. Fr. Goeschen, cet... Carolus Lachmann ad  
schedas Goeschenii, Hollwegii, Bluhmii recognovit. Goescheniana editio  
tertia, Berolini, 1842.*

フシュケの刊本は、彼の『ユースティニアヌス以前の法源集成』の  
中に集録されて1861年に公刊されたものである。

*Iurisprudentiae anteiustinianae quae supersunt, Lipsiae, 1861 (2ed.  
1867, 3ed. 1873)*

このフシュケの仕事は、後にゼッケル (Emil Seckel) とキューブラー  
(Bernhard Kübler) に受け継がれ、1935年にはガーイウスの『法学提要』  
が独立の刊本として刊行され (7版), 1939年には8版が公けにされた。こ  
れは後に述べるように、1933年のガーイウス断片の発見の成果をふまえて

早法64巻1号(1988)

校訂されており、船田享二博士は、これを最も権威ある校訂本として評価し、邦訳の底本としている〔後掲(5)(e)参照〕。

その他、19世紀に刊行されたガイウス『法学提要』の刊本の書名を掲げておきたい。

B. J. Polenaar, *Syntagma Institutionum novum. Gai Institutiones iuris civilis Rom. secundum Guilelmi Studemund cod. Veron. collationem edit. emend. notisque illustravit, appositis Iustiniani Institutionibus, iis quidem ex recensione Pauli Krueger fere repetitis, Lugduni Batavorum*, 1876~9.

E. Dubois, *Institutes de Gaius, d'après l'apographe de Studemund. Paris*, 6éd. 1881.

J. Muirhead, *The Institutes of Gaius and Rules of Ulpian, the former from Studemund's apograph of the Verona Codex, with translation and notes, critical and explanatory, and copious alphabetical digest, Edinburgh*, 1895.

### (3) ガイウス『法学提要』の断片の発見

ニーブルによるヴェローナ写本の発見は、ローマ法研究の進展に決定的役割を果たした。それまでユースティニアヌスの法典を通じて古い時代の法や古典時代の法学者の理論を推測することができるにすぎなかったが、このヴェローナ写本によって、たとえそれが5世紀の写本であるとはいえ、直接古典期の法学者しかも後世に大きな影響を与えた2世紀の法学者の法文に接することができるようになった。とくにガイウスは歴史に興味を持ち、12表法注解や告示注解なども著わしており、この写本によって古い時代の法の仕組みや学派間の論争も相当に理解できるようになった。しかしながら、写本には欠落した部分や判読不明なところがあり、これらを補充することが期待された。1898年にシャトラン (Emile Chatelain)

がディジョン近郊のオートン (Autun, 旧名 Augstodunum) で19葉の再記羊皮紙の写本を発見した。これは書体から5世紀中頃のものと考えられているが、解読は難解をきわめた。内容はガイウス『法学提要』の注解を筆写したものであり『法学提要』そのものではなかった。けれども、次の1927年と1933年に相次いで発見された『法学提要』の写本の断片は、ヴェローナ写本補充の期待にある程度応えるものとなったのである。

(a) オクシュリュンコスのパピルス (POxy. No. 2103)

エジプトのオクシュリュンコス (Oxyrhynchos, 現ベネサ近郊) で発見されたパピルスがそれまでパピルス文集成として刊行されてきたが、1927年、ハント (Arthur Hunt) によりその中の1冊として第17巻が公けにされた (The Oxyrhynchus Papyri, Part XVII, edited with translation and notes by A. S. Hunt. No. 2103)。No. 2103 として収録された断片は3箇所からなり、第1断片は、ガイウス『法学提要』の第4巻57の一部、第2断片と第3断片は第4巻68~72<sup>a</sup>にあたる。とくに第2断片と第3断片は、ヴェローナ写本でほとんど判読できなかった部分を補充することができたという点で、大きな意義を持ったものであった。各国の研究者は相次いでこれらの断片について論文を発表した。たとえば、E. Levy (Neue Juristenfragmente und Oxyrhynchos (Nr. 12103), SZ 48. 1928・Zum Gaius von Oxyrhynchos, Studi in onore di P. Bonfante II, 1933), F. de Zulueta (The Oxrhynchus Gaius, LQR 44, 1928), P. Collinet (Les nouveaux fragments des Institutes de Gaius, RHD 1928), わが国でも矢田一男教授がこれらの研究成果をふまえて邦訳を試みた (法学新報45-I, 1935)。このオクシュリュンコス断片はその字体から3世紀の写本と推定され、この断片によってヴェローナ写本の用語法の若士のものが訂正された。



早法64巻1号(1988)

(b) アレキサンドリア・ガイウス断片 (PSI. N° 1182)

1933年2月、フィレンツェのパピルス研究者ノルサ (Medea Norsa) 女史は、カイロで古物商から購入した古文書の中に字体の古い法律の文書を発見し、当時招かれてエジプトのカイロ大学で民法を講じていたナポリ大学アランジョールイツ (Vincenzo Arangio-Ruiz) 教授に鑑定を依頼した。教授はこれを検討した結果、ガイウスの『法学提要』の写本の断片であることを知り、内外に発表するとともに、同年11月にはこの断片の写真版に解読テキストと解説を加えて、*Pubblicazioni della Società italiana (=PSI) per la ricerca dei papiri e greci latini in Egitto*. 11 (1933) N° 1182, *Frammento di Gaio a cura di Vincenzo Arangio-Ruiz* という表題で公刊した。写本断片は2葉半からなっているが、各葉は左右の二つの欄に分かれ全体で10頁になっており各頁には本文24行、各行に平均39字書かれている。この断片) 第3巻153~154<sup>a</sup>・154<sup>b</sup>・167~174, 第4巻16~18) の10頁中7頁はヴェローナ写本と完全に一致したが、残りの3頁に書かれた法文はヴェローナ写本から欠落している部分であった。すなわち、第3巻154<sup>a</sup>と154<sup>b</sup>, 組合の古い形として兄弟財産制 *consortium (ercto non cito)* を述べた部分と、第4巻17<sup>a</sup>と17<sup>b</sup>, 法律訴訟の他の2つ (*legis actio per iudicis arbitrive postulationem* と *legis actio per condictionem*) を説明した部分である。

この写本がどこで作成されたのかは明らかでないが、エジプトのアレキサンドリアではないかと推測されている。また成立年代もオクシュリユンコスよりも新しくヴェローナ写本よりも古いものと考えられている。この写本がヴェローナ写本とはまったく独自に書かれたものというアランジョールイツ教授の説に従えば、ガイウスの『法学提要』は古典期以後の時代にローマ帝国のあらゆるところで用いられていたとすることもできよう。ともかく、この断片の発見は、オクシュリユンコス断片の発見よりもはるかに衝撃的な出来事であった。わが国では、武藤智雄教授による紹介

と邦訳（国家学会雑誌 48—11, 1934), 矢田一男教授の邦訳（法学新報 45—1, 1935) がある。

(4) 断片発見後の刊本

断片が発見されてからは、従来のままでは不十分で、新しい刊本が発行されることとなった。それらを次に掲げておきたい。

- (a) E. Seckel, B. Kübler, *Gai Institutiones*, Leipzig, 1935 (7ed.), 1939 (8ed.), 1968.
- (b) S. Riccobono, J. Baviera, C. Ferrini, J. Furlani, V. Arangio-Ruiz, *Fontes iuris romani anteiustiniani II*, Florentiae, 1940, 1964.
- (c) P. F. Girard, F. Senn, *Textes de droit romain*, Paris, 1937 (6éd.)
- (d) Pericles C. Bizoukides, *Gaius, I Prolegomena, Institutiones*, 1937, *II Adnotationes, Indices*, 1938, *Appendix: Bibliographia Gaiana*, 1939, *III Fragmenta Gaiana 1939, IV Varia Gaiana, Bibliographia*, 1940, *V Adnotationes, Indices: Phrasilegium Gaiantum tomi duo*, 1940.
- (e) J. Reinach, *Gaius Institutes, Texte établi et traduit par Julien Reinach*, Paris, 1965.
- (f) M. David, H. L. W. Nelson, *Gai Institutionum commentarii IV, Text*, Leiden, 1953, *Kommentar*, 1 1954, 2 1960, 3 1968 (第 2 巻まで).
- (g) F. de Zulueta, *The Institutes of Gaius, Part I: The Text with critical notes and translation Oxford*, 1946, *Part II: Commentary*, Oxford, 1953.
- (h) V. Arangio-Ruiz, A. Guarino, *Breviarium iuris romani*, Milano, 1974 (5ed.).

(5) 『法学提要』邦訳

早法64巻1号(1988)

わが国のガイウス『法学提要』の邦訳には次のようなものがある。

- (a) 末松謙澄訳並註解『ガイウス 羅馬法解説』, 大正3年(1914), 訂正増補, 大正13年(1924)
- (b) 春木一郎訳「ガイウス 羅馬私法講義案」(法学協会雑誌, 32巻4号~34巻10号) 大正3~5年(1914~6)
- (c) 武藤智雄「アレキサンドリア・ガイウス断片(PSIN°. 1182)の発見」(国家学会雑誌48巻11号) 昭和9年(1934)
- (d) 矢田一男「ガイウス断片(PO. No. 2103 及 PIS. N°, 1182) 邦訳」(法学新報45巻1号) 昭和10年(1935)
- (e) 船田享二訳『ガイウス 法学提要』昭和18年(1943), 改訳改版昭和42年(1967)

---

なお、ここでは書誌的な説明にかぎったが、ガイウスがいかなる人物か、また彼の学説や思想がどのようなものであったかについては、以下に第二次大戦後に刊行された若干の文献をかかげるにとどめたい。

F. Schulz, *History of Roman Legal Science*, Oxford, 1946.

W. Kunkel, *Herkunft und soziale Stellung der römischen Juristen*, Weimar, 1952.

A. M. Honoré, *Gaius, A Biography*, Oxford, 1962.

船田享二, 『ガイウス 法学提要』, 1967, 有斐閣, 第I部 前言。

われわれの邦訳では、(4)の(b)を底本とし、(4)の(e)(f)(g)(h)を随時参照した。なお、Paolo Zanzucchi, *Vocabolario delle Istituzioni di Gaio*, (Milano, 1910). はガイウスの『法学提要』の用語を細大もらさずアルファベット順に配列したものであるが、われわれはこれを訳語の統一のために用いた。

われわれは討議を重ねて訳語を決めたが、思わぬ誤りをおかしているかもしれない。心から読者のご叱正をお願いする次第である。

表記法

- (1) [ ] この括弧内に記された標題もしくは文字は、確実とは言い切れないが、ヴェローナ写本に伝わるものである。
- (2) < > この括弧内に記された部分は、ヴェローナ写本には伝わらないが、他の写本には欠落なく伝わるものである。
- (3) ……点線の箇所は、ヴェローナ写本に欠落しているか読み取れない文字もしくは文章であり、十分には復元できなかった部分である。
- (4) 脚注（上段）においては、同じ問題あるいは類似した事柄を扱っていて、理解の手助けとなる他の法史料が挙げられている。
- (5) [ ] この括弧内に記された部分は、邦訳者による内容理解のための解釈である。さらに脚注（下段）において通し番号で最小限度の訳者注も付した。
- (6) 一部イタリックの部分は日本語表記では不可能なので、この部分を指示することは断念した。

略語表

Coll.=Collatio legum Mosaicarum et Romanarum.

Cons.=Consultatio veteris cuiusdam iurisconsulti.

Cod.=Codex Iustinianus.

Cod. Th.=Codex Theodosianus.

Dig.=Digesta Iustiniani.

Dosith. Fr.=Fragmentum quod Dositheanum dicitur.

Gai Ep.=Epitome Gai Institutionum.

Inst.=Institutiones Iustiniani.

Paul.=Sententiarum receptorum libri V, qui vulgo Iul. Paulo adhuc tribuuntur.

Theoph.=Institutionum graeca Paraphrasis Theophilo antecessori

早法64卷1号(1988)

vulgo tributa rec. Ferrini.

Vlp.=Tituli XXVIII ex corpore Vlpiani, qui vulgo Vlpiano adhuc  
tribuuntur.

Vat. Fr.=Fragmenta quae dicuntur Vaticana.

Boe.=Boecking.

Ferr.=Ferrini.

Goe.=Goeschen.

Holl.=Bethmann-Hollweg.

Hu.=Huschke.

Kr.=Krueger P.

Kue.=Kuebler.

Lach.=Lachmann.

Le.=Lenel.

Mom.=Mommsen.

Pol.=Polenaar.

Sc.=Scialoja.

Stu.=Studemund.

Sec.=Seckel.

## [ I 市民法と自然法について ]

1 法律と習俗に支配されるすべての国民は、ある場合は自己に固有の法を用い、ある場合はあらゆる人びとに共通の法を用いる。すなわち、ある国民が自らのために制定する法はその国民に固有の法であり、あたかも市民全体に固有の法であるかのように市民法と呼ばれる。これに対して、自然の理性がすべての人びとの間に定める法はすべての国民において等しく遵守され、あたかもすべての民族がその法を用いるかのように万民法と呼ばれる。そこで、ローマ国民もある場合は自己に固有の法を用い、ある場合はあらゆる人びとに共通の法を用いるのである。そのそれぞれの法がいかなるものであるかについては、われわれはこれを該当する箇所ですべて詳しく述べることにしよう。

2 ところで、ローマ国民の法は、法律、平民会議決、元老院議決、元首の勅法、告示発布権<sup>(1)</sup>をもつ者たちが公布した告示、および学者の回答から成り立っている。

3 法律とは、国民が命令しかつ制定するものである。平民会議決とは、平民が命令しかつ制定するものである。ところで、国民 (populus) という呼称では貴族をも含めたすべての市民が示されるのに対して、平民という呼称では貴族を除いたそれ以外の市民が示される、という点で、平民は国

---

1 I. 1, 2, 1 と同じ。Dig. 1, 1, 9 [Gai lib. 1 Inst.] : Dig. 41, 1, 1pr. [Gai lib. 2 cott.] : Dosith. Fr. 1 を参照。最初の部分は Dig. および Inst. から Goe. が補充した。

2 I. 1, 2, 3 : Dig. 1, 1, 7pr. [Papin. lib. 2 defin.] を参照。

3 Theoph. 1, 2, 4 [9頁 5—6, 12—5行] I. 1, 2, 4 を参照。

(1) 告示発布権 (ius edicendi) 法務官、按察官、財務官、戸口総監、属州長官に賦与されていた権限で、就任時に宣告内容を板に記して広場に掲げた。

民と異なる。それゆえ、かつて貴族は、平民会議決は貴族の承認を経ないで制定されたのであるから自らはこれに拘束されることがない、と主張した。けれども、後にホルテンシウス法が制定され、これにより平民会議決はすべての国民を拘束すると定められた<sup>(2)</sup>。こうして平民会議決は法律と同等なものとした。

4 元老院議決とは、元老院が命令しかつ制定するものであり、たとえ疑義がはさまれていたとしても、それは法律の効力をもつ。

5 元首の勅法とは、皇帝が裁決あるいは告示あるいは書簡によって制定するものである。皇帝自身が法律によって命令権を受け取るのであるから、元首の勅法が法律の効力をもつことに疑いの抱かれることは決してなかった。

6 〈告示とは、告示発布権をもつ者たちの命令である〉。ところで、告示発布権をもっているのはローマ国民の政務官である。きわめて広範な法は、二種類の法務官、つまり市民係および外国人係の法務官の告示に含まれている。属州では、属州長官がこれらの法務官のもつ裁判権をもっている<sup>(4)</sup>。きわめて広範な法は同様に按察官の告示にも含まれているが、ローマ

---

4 I. 1, 2, 5 と同じ。Theoph. 1, 2, 5 [11頁 14行]。

5 I. 1, 2, 6 を参照。Theoph. 1, 2, 6 [11頁 23—4行] を参照。

6 I. 1, 2, 7 を参照。Theoph. 1, 2, 7 [14頁 16—8行, 15頁 12—4行]。冒頭の括弧の部分は Hu. が補充した。

(2) ホルテンシウス法 (lex Hortensia) 前287年頃に制定された。

(3) 命令権 (imperium) 執政官、法務官、属州長官、非常時には、独裁官が有した軍事、司法、行政の包括的な権限で、ローマ統治の根幹。

(4) 属州 (provincia) イタリア半島以外のローマの支配地域。第一次ポエニ戦争以降始まったローマの地方統轄システムの一環で、帝政時代には明確に元老院属州 (provincia populi Romani) と元首 (皇帝) 属州 (provincia Caesaris) の区別があった。

国民の属州では、財務官がこの按察官のもつ裁判権をもっている。一方、元首属州では財務官が派遣されることは決してなく、したがってこれらの属州においては、この告示は公示されない。

7 学者の回答とは、法を創造することが許されている者たちの判断と意見である。もし彼ら全員の判断が一つにまとまるならば、彼らがそのようにして考えたものは法律の効力をもつ。しかし、彼らの意見が一致しないならば、審判人には自身の欲する見解に従うことが許される。これは神皇ハドリアヌスの勅法<sup>(5)</sup>によって明らかにされている。

## [Ⅱ法の分類について]

8 ところで、われわれが用いているすべての法は、あるいは人に、あるいは物に、あるいは訴訟にかかわっている。まず、人についてみることにしよう。

## [Ⅲ人の身分について]

9 さて、人の法について最も大きく分類すると次のようになる。すなわち、すべての人は、あるいは自由人であり、あるいは奴隷である。

10 さらに、自由人のうち、ある者は生来自由人であり、他の者は被解放自由人である。

11 生来自由人とは、自由人として生まれた者であり、被解放自由人とは、法上の奴隷身分から解放された者である。

---

7 I. 1, 2, 8 と同じ。Dig. 1, 2, 2, 47 の末尾 [Pomp. lib. sing. ench.] を参照。

8 I. 1, 2, 12 と同じ。Dig. 1, 5, 1 [Gai lib. 1 Inst.]。

9 I. 1, 3pr. と同じ。Dig 1, 5, 3 [Gai lib. 1 Inst.]。

10 I. 1, 3, 5; Dosith. Fr. 4 を参照。

11 I. 1, 4pr.: 5pr.: Gai Epit. I. 1pr.: Dig. 1, 5, 6 [Gai lib. 1 Inst.]と同じ。Dig. 1. 5, 5, 2 [Marciani, lib. 1 Inst.] を参照。

(5) ハドリアヌス (Publius Aelius Hadrianus) ローマ皇帝。在位117—138年。



12 さらに、被解放自由人には、〈三つの種類がある。すなわち、あるいはローマ市民、あるいはラテン人、あるいは降服外人類〉である。われわれはこれらのそれぞれについて考察することにしよう。まず初めに降服外人類について。

[IV降服外人類あるいはアエリウス＝センティウス法について]

13 アエリウス＝センティウス法<sup>(6)</sup>によって次のことが定められている。すなわち、懲罰のために主人によって鎖につながれた奴隷、烙印を押された奴隷、加害行為の科で拷問による尋問を受け、そしてそのような加害行為のあったことが確証された奴隷、剣を用いてまたは野獣相手に戦うようにと引き渡され、そして闘技場あるいは獄舎に移された奴隷、これらの奴隷は、後に同じその主人かあるいは他の者によって解放されたならば、降服外人類と同じ身分をもつ自由人になる。

[V降服外人類について]

14 ところで、かつてローマ国民を相手に武器をとって戦い、そして打ち負かされて降服した者は、降服外人類と呼ばれる。

15 このような汚辱のために、これらの奴隷がどのような方法によって、またどのような年齢において解放されたとしても、またたとえ主人の完全

---

12 Gai Epit. 1, 1pr. : I. 1, 5, 3 : V1p. 1. 5 : Dosith Fr. 4 以下を参照。括弧内の語句は Epit. 1. 1pr. から Goe. が補充した。

13 Gai Epit. 1, 1, 3 : V1p. 1, 11 : Paul. 4, 12, 5 以下 Theoph. 1, 5, 3 [23頁] : Isid. orig. 9, 4, 49 を参照。

14 Isid. orig. 9, 4, 49 : Theoph. 1, 5, 3 [12頁] を参照。

15 Isid. orig. 2, 4, 50 : Theoph. 5, 1, 3 [23頁] を参照。

---

(6) アエリウス＝センティウス法 (lex Aelia Sentia) 後4年に制定された。

な権利のもとにあるとしても、われわれは決してこれらがローマ市民あるいはラテン人になるとは言わない。あらゆる場合に彼らは降服外人類に位置づけられる、とわれわれは理解する。

**16** しかし、奴隷がこのような汚辱を受けていないならば、解放された奴隷は、あるいはローマ市民に、あるいはラテン人になる、とわれわれは言う。

**17** すなわち、次の三つ〔の条件〕を具えた者は、ローマ市民となる。30歳以上であり、クィリーテースの権により主人のもとにあり、そして正当かつ適法な解放<sup>(7)</sup>によって、すなわち、棍棒式、あるいは戸口調査によって、あるいは遺言によって、自由にされることである。しかし、これらのうちのいずれか一つでも欠けると、その者はラテン人となる。

#### 〔VI 解放または解放原因の証明について〕

**18** さらに、奴隷の年齢にかんする要件が、アエリウス＝センティウス法によって導入された。すなわち、この法律は、解放された30歳未満の奴隷がローマ市民になるのは、顧問会の面前で解放の正当原因が証明され、そして棍棒式によって解放された場合に限る、と定めた。

**19** 解放の正当原因が存在するのは、例えばある者が実の息子か娘を、あるいは実の兄弟か姉妹を、あるいは養子を、あるいは家庭教師を、あるい

---

16 Dosith. Fr. 5, 13 を参照。

17 Gai Epit. 1, 1, 1-2: Vlp. 1, 6; 10; 12; 16: Theoph. 1, 5, 4 [26頁 11—22行] を参照。

18 Vlp. 1, 12 以下, Dosith. Fr. 13 を参照。

19 I. 1, 6, と後掲39を参照。

(7) クィリーテース (Quirites) ローマ市民の古い名称。ユースティーニアーヌスによれば、この名称は伝説上のローマの創設者であるロムルス (Romulus) の死後の名前に由来する (Inst. 1, 2, 2)。

は管理人にしたいために奴隷を，あるいは婚姻のために女奴隷を，顧問会の面前で解放する場合である。

### [VIII 顧問会を開催することについて]

20 ところで，顧問会は，ローマで市では，元老院議員5人と成人のローマ騎士身分の者5人をもって開催されるが，これに対して属州では，ローマ市民である審理員20人をもって開催される。そして顧問会は巡回裁判の最後の日に開催される。しかし，ローマ市では，特定の日々に顧問会の面前での解放が行なわれる。ところが，30歳以上の奴隷は何時でも解放される習わしであり，したがって，例えば，法務官または前執政官が浴場あるいは劇場へ行く路上でさえ解放されることがある。

21 さらに，〔解放された〕30歳未満の奴隷は，支払いすることができなかった主人が遺言によって，彼を自由人かつ相続人として残したならば，……ローマ市民となることができる。

22 ……〔これらの〕人びとは，ユーニウス〔法上〕のラテン人と呼ばれている。これらの人びとがラテン人と称されるのは，植民ラテン人と同等の地位を与えられていたからである。ユーニウス〔法上〕の，と称されるのは，かつては奴隷であるとみなされていたのに，ユーニウス法<sup>(8)</sup>によって自由を得たからである。

---

20 I. 1, 5, 2, と同じ。Vlp. 1, 13<sup>a</sup> : Theoph. 1, 6, 4 [30頁]を参照。

21 I. 1, 6, 1:Vlp 1, 12, 14 Dosith. Fr. 16 を参照。Mo. は，“relictum”に続く欠字部分の文章の最初はつぎのように補充できると推定した。すなわち，「他の相続人は彼を排斥しない。そしてそのことはアエリウス＝センチウス法によって同様に定められている」。残りの部分については，Gai Epit. 1, 1, 2: Gai 3, 36: Theoph. 1, 5, 4: Vlp. 1, 12, 14 を参照。

22 後掲 3. 56: Gai Epit. 1, 1, 2: Vlp. 1, 10, 12: Dosith. Fr. 5, 6 を参照。

(8) ユーニウス法 (lex Iunia 後19年) に制定された。

23 しかし、自身で遺言を作成すること、あるいは他人の遺言によって取得すること、あるいは遺言によって後見人に指定されること、ユニウス法はこれらのことを彼らに許さない。

24 ところで、遺言によって彼らは取得することができない、とわれわれが述べたことは、彼らは相続あるいは遺贈を原因として直接に取得はできないことを意味する、とわれわれは理解しよう。これに対して、彼らは、信託遺贈によって〔いわば間接的には〕取得することができる。

25 一方、降服外人類に属する者は、あらゆる外人と同様に、遺言によっては決して取得することができない。また多数説によれば、降服外人類は自身で遺言を作成することもできない。

26 したがって、降服外人類に属するそれらの者の自由は最悪である。しかも、法律も、あるいは元老院議決も、あるいは元首の勅法も、降服外人類にローマ市民になる機会を与えない。

27 そればかりか、さらにまた、彼らはローマ市に、あるいはローマ市の第100番目の里程標石の内側に留まることも禁止されている。その禁止に違反した者は、ローマ市であるいはローマ市の第100番目の里程標石の内側で奴隷として仕えないように、あるいは決して解放されないようにという条件で、自身およびその財産を公的に競売されることを命令される。もし解放されるようなことがあれば、ローマ国民の奴隷たることを命じられる。これらのことは、アエリウス＝センチウス法に定められている。

[ラテン人はいかなる方法でローマ市民となることができるか]

28 これに対して、ラテン人はさまざまな方法によってローマ市民とな

---

23-24 Gai Epit. 1, 1, 4: 後掲 2, 110; 275: Vlp. 22, 3; 8; 20, 14 を参照。

25 後掲 3, 75 Vlp. 22, 2; 20, 14: Gai Epit. 1, 1, 4 を参照。

26 Gai Epit. 1, 1, 4: 後掲 67: Isid. orig. 9, 4, 52: I. 1, 5, 3 を参照。

27 Isid. orig. 9, 4, 52 を参照。

28 Gai Epit. 1, 1, 4: Vlp. 3, 1: Isid. orig. 9, 4, 52.

る。

29 例えば、アエリウス=センチウス法によると、解放されてラテン人とされた30歳未満の者が、ローマ市民のまたは植民ラテン人のまたは自分と同じ身分にある妻をめぐっており、かつ7人以上の成熟ローマ市民からなる証人を招くことによってこのことを証明されていて、かつ男子をもうけていた場合には、この男子が満1歳になると直ちに、彼らにはこの法律によって〔ローマ市においては〕法務官、属州においては、属州長官に申請して、アエリウス=センチウス法にもとづいて自分が妻をめぐっていることおよびその妻から生れた満1歳になる男子を有していることを証明すべき権限が与えられる。そしてもし彼〔法務官あるいは属州長官〕が、彼の面前でその原因が立証された後、まさにそのとおりだと判断を下したとすれば、その時には、このラテン人自身はローマ市民であるよう命じられ、彼の妻が〈彼と同じ身分にあれば〉、その妻も、〈さらに息子自身が〔父親と〕同じ身分にあれば、〈その息子も〉ローマ市民であるよう命じられる。

30 ところで、われわれは、この者の資格について、《この者〔息子〕自身が〔父親と〕同じ身分にあれば》<sup>(9)</sup>と付け加えた。というのは、もしこのラテン人の妻がローマ市民であれば、その母親から生まれる者は、神皇ハドリアヌスの提案によって作成された新しい元老院議決にもとづいて、ローマ市民として生まれることになるからである。

---

29 Vlp. 3, 3 を参照。括弧内の語句は Mo. が付加した。

30 Vlp. 3, 3 を参照。

(9) David-Nelson では、〔ユニウス法上の?〕〔Iuniani?〕の形容句がラテン人に付加されている。

(10) David-Nelson では、「この者の資格について (in huius persona)」が「息子自身について (in ipso filio)」となっており、その後「言葉を (verba)」が加えられている。

31 このローマ市民権を取得する権利は、アエリウス＝センティウス法によれば、解放されかつラテン人とされた30歳未満の者だけがもっていたが、後に、ペーガススとプーシオーが執政官のときに作られた元老院議決<sup>(1)</sup>により、解放されかつラテン人とされた30歳以上の者にも認められた。

32 さらに、たとえラテン人が満1歳になる男子〔を有していること〕の原因を証明する前に死亡したとしても、息子の母親がその原因を立証することができるのであり、またこの母親がラテン人であったならば、母親自身もローマ市民となるであろう。……………

……………ローマ市民たる母親から生まれたのであるから、息子自身はローマ市民である場合でも、彼が父親の自権相続人となるためには、やはり母親が原因を証明しなければならない。

32<sup>a</sup> しかし、われわれが満1歳の息子について述べた〈ことは〉、〈満1歳の娘についても同様に〉あてはまる、とわれわれは理解する。……

32<sup>b</sup> ……………すなわち、もし彼らがローマにおいて6年間軍務に服したならば、彼らはローマ市民となる。後に、3年間の任務を完了したならば、彼らにローマ市民権を与えるという元老院議決がなされた、といわれている。

---

31 Vlp. 3, 4 と同じ。

32 Coll. 16, 3, 7: 15 を参照。

32<sup>a</sup> 後掲 1, 72 を参照。

32<sup>b</sup> Hu. は、欠字部分を Vlp. 3, 5 にもとづいて次のように補充することができると推定した。すなわち、「さらに、30才未満であれそれ以上であれ、解放されそしてラテン人とされた者は、ウィセリウス法にもとづいてクィリーテースの権を取得する」。Vlp. 3, 5 を参照。

(1) ペーガスス、プーシオー (Pegasus, Pusio) いずれも後70年頃の執政官。

32° またクラウディウスの告示によって、もしラテン人が1万モディウス<sup>(12)</sup>以上の穀物を積載できる海洋船を建造し、そしてその船あるいはそれに代わるもので6年間穀物をローマに運んだならば、彼はクィリーテースの権を取得したであろう。

33 さらに、ネロ帝<sup>(13)</sup>は、もし20万セステルティウス<sup>(14)</sup>あるいはそれ以上の財産をもつラテン人がローマ市に家を建て、その家のために自分の財産の半分以上を費消したならば、彼はクィリーテースの権を取得することができる、と勅法で定めた。

34 最後に、トラヤヌス帝<sup>(15)</sup>は、もしラテン人が市内で3年間製粉業を営み、その際、1日につき100モディウス以上の小麦を製粉したならば、彼はクィリーテースの権を取得することができる、と勅法で定めた。

35 ……………従う……………30歳以上の者は解放されて、そしてラテン人となり……………クィリーテースの権を取得し、……………30歳を……………解放する……………棍棒式、あるいは戸口調査によって、あるいは遺言によっ

---

32° Vlp. 3, 6: Dig. 50, 5, 3 [Scaevol. lib. 3 reg.] を参照。

33 Vlp. 3, 1 を参照。

34 Vlp. 3, 1: Vat. Fr. 233, 235 [Vlp. de. off. praet tut.] を参照。

35 Gai Epit. 1, 1, 4: Vlp. 3, 4, 12: Dosith. Fr. 14. Hu. Se. Kue. は欠字部分を次のように補充している。すなわち、「……………さらに、解放されそしてラテン人とされた30歳以上の者は再解放によってクィリーテースの権を取得することができる。〔30歳未満で〕棍棒式、あるいは戸口調査、あるいは遺言により解放された者は、30歳のときに再解放されたらならば、ローマ市民となるとともに、彼を再解放した者の被解放自由人となる」。

(12) モディウス (modius) 穀物容積の単位。

(13) ネロ (Nero Claudius Caesar Augustus Germanicus) ローマ皇帝。在位54—68年。

(14) セステルティウス (sestertius) 貨幣の単位。

(15) トラヤヌス (Marcus Vlpianus Traianus) ローマ皇帝。在位98—117年。

て解放された……ローマ市民……彼を解放した……被解放自由人となる。それゆえ、もし奴隷があなたの財産中にあり、クィリーテースの権にもとづいて私のものであるならば、確かにあなただけによっても〔彼を〕ラテン人とすることができるが、再解放できるのは私であって、あなたによって再解放されることができないのは確かである。そして〔彼は〕その方法によって私の被解放自由人となる。しかし、他の方法によっても、市民権を取得し、私の被解放自由人となる。これに対して、………彼が死亡した際に残した……彼の遺産の占有は、〔彼に対して〕どのような方法で市民権が与えられたのであれ、あなたに付与される。そして、もし〔彼が〕主人の財産中にあり、かつ市民法によって解放された場合には、当然にまた、〔彼は〕主人によってラテン人となり、市民権を取得することができる。

**36** けれども、望む者は誰もが解放することを許されているわけではない。

**37** すなわち、債権者を詐害する目的で、あるいは保護者を詐害する目的で解放した者は何もしないことになる。というのは、アエリウス＝センチウス法が〔そのようにして〕自由を付与することを禁じているからである。

**38** また、同法によれば、解放の正当原因が顧問会の面前で証明され、棍棒式解放が行なわれるのとまったく同じ方法で、20歳未満の主人に解放することが許されている。

**39** ところで、解放の正当原因とは、例えば、ある者がその父親、母親、家庭教師あるいは乳兄弟を解放する場合に存在する。さらに、われわれが

---

36-37 I. 1, 6pr. と同じ。Vlp. 1, 15: Gai Epit. 1, 1, 5; 6: Dosith. Fr. 16 を参照。Goe. は 'Non . . . qui' の語句を Inst. から補充した。

38 I. 6, 4 とほぼ同じ。Vlp. 1, 13: Dosith. Fr. 13: Gai Epit. 1, 1, 7: Lex Fravia Salpens. c. 28.

39 I. 1, 6, 5 を参照。前掲 19: Gai Epit. 1, 1, 7.



先に30歳未満の奴隷について説明した原因は、われわれが述べるこの事例においても適用できる。また逆に、20歳未満の主人についてわれわれが述べたこの原因は、30歳未満の奴隷についても拡大できる。

40 このように、20歳未満の主人による解放について一定の制限がアエリウス=センティウス法に定められているので、満14才に達した者は、遺言を作成し、遺言によって自分のために相続人を指定することができ、また遺贈をなすことができるにもかかわらず、20歳未満である間は、奴隷に自由を付与することはできないことになる。

41 そして、20歳未満の主人が奴隷をラテン人にしようと欲したとしても、顧問会の面前で原因を証明し、その後友人の立会のもとで解放しなければならない。

42 さらに、フーフィウス=カニニウス法<sup>(10)</sup>により、遺言によって解放されるべき奴隷の数について、一定の制限が定められた。

43 すなわち、2人より多く10人以下の奴隷を所有する者には、奴隷の半数まで解放することが許されている。また、10人より多く30人以下の奴隷を所有する者には、その3分の1の数まで解放することが許されている。さらに、30人より多く100人以下の奴隷を所有する者には、4分の1まで解放する権限が与えられている。最後に、100人より多く500人以下の奴隷を所有する者には、5分の1より多く解放することは許されていない。〈……〉しかし、ある人が100人より多くを解放することは許されていない。

---

40 I. 1, 6, 7 と同じ。後掲 2, 113: Gai Epit. 1, 1, 7 を参照。

41 Dosith. Fr. 13 を参照。

42 I. 1, 7 と同じ。後掲 2, 228: Paul. 4, 14, 4 を参照。

43 Vlp. 1, 24: Paul. 4, 14, 4: Gai Epit. 1, 2pr. を参照。Kr. と Stud. は〈 〉の中の欠字部分を次のように補充している。「この法律には500人以上の奴隷を所有する者についての言及は含まれていない。」

(10) フーフィウス=カニニウス法 (lex Fufia Caninia) 前2年に制定された。

いと法律は規定する。ところで、ある者がわずか1人ないし2人しか奴隷を所有していない場合については、この法律は触れていない。それゆえ、その者は〔奴隷すべてを〕解放する自由な権限を有する。

44 しかも、この法律は、遺言によらずに解放する者については触れていない。したがって、他の原因により自由の付与が妨げられない場合には、当然、棍棒式により、あるいは戸口調査により、または友人立ち会いのもとで解放する者たちは、すべての奴隷を解放することを許される。

45 しかし、遺言によって解放される奴隷の数に関してわれわれが述べたことについては、2分の1あるいは3分の1あるいは4分の1あるいは5分の1が解放されうるというその数のなかで、それよりも前の数で認めたものより少ないものを解放することができる、とわれわれは理解しよう。そして、このことは、法律自身により考慮されている。なぜなら、10人の奴隷の主人は、その数の半分まで解放することが認められているから、5人を解放できるが、12人の奴隷を所有する者は、4人より多く解放することを許されない、このことは確かに不合理だからである。同様に10人より多く……

…………… (24行 欠) ……………  
……………。

46 ……………これに対して、またもし遺言によって環状に記入された奴隷に自由が付与されたとしても、何人も自由人とはならないであろう。なぜなら、解放の順位がまったく明らかでなく、法律を侵そうとしてなされたものを、フーフィウス＝カニニウス法は無効とするからである。その上、この法律を侵そうとして考案されたものを無効とした特別の元老院議決も存在する。

---

44 Gai Epit. 1, 2, 1 を参照。

45 Epit. 1, 2, 2-4 からして、おそらくガイウスは、欠字部分においてそれ以上の数の奴隷を扱った他の諸事例を付け加えたであろう。

46 Gai Epit. 1, 2, 2 を参照。

47 最後に、次のことが理解されなければならない。すなわち、債権者を詐害する目的で解放された者は自由人とはならないことがアエリウス＝センチウス法によって規定され、これはさらに外人たちにも及ぶ(元老院はハドリアヌス帝の権威にもとづいてこのように決議した)が、この法律のその他の規定は外人たちには及ばないということである。

48 次に、人について別の分類がある。すなわち、ある人びとは自権者であり、ある人びとは他人の権利に服している者である。

49 さらに、他人の権利に服している人びとのうち、ある者たちは〔家父権力の〕(potestas)のもとにあり、ある者たちは夫権のもとにあり、ある者たちはマンキピウム権のもとにある。

50 さて、われわれは、他人の権利に服している人びとについてみることにしよう。〈なぜなら〉、どのような者がこのような人びとであるかを知ったならば、われわれは同時にどのような者が自権者であるかを理解することになるからである。

51 まず初めに、他人の権力のもとにある人びとについてみることにしよう。

52 さて、奴隷は主人の権力のもとにある。だが、この権力は万民法上のものである。なぜなら、主人が奴隷に対する生殺の権をもっていることを、われわれはまさにあらゆる民族において観察することができるからである。また奴隷を通じて取得されるものは、それがどのようなものであ

---

47 前掲 37 を参照。

48 Dig. 1, 6, 1pr. [Gai lib. 1 Inst.]: I. 1, 8pr. と同じ。Gai Epit. 1, 3, pr. を参照。

49 I. 1, 8pr. と同じ。

50 Dig. 1, 6, 1pr. [Gai lib. 1 Inst.]: I. 1, 8pr. と同じ。

51 Dig. 1, 6, 1pr. [Gai lib. 1 Inst.] と同じ。I. 1, 8pr. とほぼ同じ。

52 I. 1, 8, 1, Dig. 1: 6, 1, 1 [Gai lib. 1 Inst.] と同じ。Gai Epit. 1, 3, 1 を参照。

(47) ( ) の中の語句は Mom. が補った。

れ、主人のために取得される。

53 しかしながら、現在では、ローマ市民にも、ローマ国民の命令権に服している〔ローマ市民以外の〕他のいかなる人びとにも、程度を超えかつ理由なく自分の奴隷に対し虐待を加えることは許されていない。というのは、皇帝アントーニヌスの勅法<sup>(18)</sup>によれば、理由なく自分の奴隷を殺害した者は、他人の奴隷を殺害したものと同様に、責任を問われると命ぜられているからである。また、主人の過度の過酷さも、この同じ元首の〔別の〕勅法により罰せられる。というのは、神殿または元首の像のもとに難をのがれた奴隷に関しある属州長官から相談を受けて、帝は、もしも主人の虐待が耐え難いものとみなされたならば、〔主人は〕自分の奴隷を売却するよう強制される、と命じたからである。そして、この二つのどちらも正当とされる。なぜなら、われわれは自己の権利を悪用してはならないからである。この理由から、浪費者にも自分の財産の管理が禁止されている。

54 その他では、ローマ市民には二重の所有権があるので（というのは、奴隷は、財産中にあるか、あるいはクィリーテースの権にもとづいてか、あるいは両方の法にもとづいてある者に帰属すると解されるからである）、もしも〔奴隷が〕その者の財産中にあれば、たとえそれと同時にクィリー

---

53 Dig. 1, 6, 1, 2 [Gai l. c.]: I. 1, 8, 2, Coll. 3, 2: 1 [Paul. lib. V sent.]; 3, 3 [Vlp.lib. 8 de off. proc. = Dig. 1, 6, 1, 2] と同じ。

54 前掲 35 後掲 2, 40; 88; 3, 166: Vlp. 1, 16: Theoph. 1, 5, 4 [25頁の9—12行, 14—6行] を参照。

(18) アントーニヌス (Marcus Antoninus Pius) ローマ皇帝。在位138—161年。

(19) David-Nelson では、「最も神聖な (sacratissimi)」の形容句が皇帝アントーニヌスに付加されている。

(20) David-Nelson では、この箇所に〔規定にもとづいて〕([regula]) の語が挿入されている。

(21) ( ) の中の語句は Stu. 2 版による。

テースの権にもとづいてはその者に帰属しないとしても、われわれは、その限りにおいて、奴隷は主人の権力に服すると言う。というのは、奴隷に対してクィリーテースの虚有権をもつ者は権力をもつとは解されないからである。

55 同様に、適法な婚姻から生まれたわれわれの子は、われわれの権力 (potestas) に服する。この法はローマ市民に固有のものである。すなわち、〔ローマ市民以外の〕他の人びとで、われわれがもっているような権力を自分の息子に対してもっている者はほとんどいない。そして、神皇ハドリアヌスは、自分自身と自分の子のためにローマ市民権を帝に要求した者について公布した告示によって、そのことを示した。〔だが〕私は、ガラティアの人びとが子は両親の権力②に服すると考えているのを考慮しないわけではない。

56 もし市民がローマ人の女を、あるいは彼らが通婚権を有するラテン人の女あるいは外国人の女を妻とした場合には、……………  
……………というのは、婚姻によって子供が父親の身分に従うことになるので、子供は〈単に〉ローマ市民となるばかりでなく、父親の権力にも服するということになるからである。

57 また、ある種の退役兵には、元首の勅法によって、兵役を終えて最初に〔事実上の〕妻としたラテン人あるいは外国人の女との間に通婚権が認められる慣習がある。そしてそのような婚姻から生まれる者は、ローマ市

---

55 Dig. 1, 6, 3 [Gai lib. 1 Inst.] と同じ。I. 1, 9pr; 2: Gai Epit. 1, 8, 2: Vlp. 5, <sup>1</sup> とほぼ同じ。

56 Kr. と Stud. は次のように欠字部分を補充する。すなわち、「したがって、ローマ市民は自らの子を権力の内にもつ」。Vlp. 5, 2 以下, Gai Epit. 1, 4 Pr. を参照。

② ケルト人。ガラティアは小アジアに位置し、前66年にはローマの保護国とされた。

③ David-Nelson では、〈単に〉 (<solum>) は挿入されていない。

民となり、父親の権力に服する。

**58** しかし、われわれにはいかなる女でも妻にすることが許されているわけではない。すなわち、われわれはある種の婚姻を自制しなければならない。

**59** というのは、相互に尊属あるいは卑属の関係に立つ者の間では婚姻を締結することはできないし、その者たちには通婚権もないからである。例えば、父親と娘の関係にある者、あるいは母親と息子の関係にある者、あるいは祖父と孫娘の関係にある者である。もしこのような関係にある者が一緒になった場合には、不浄で淫らな婚姻が締結されたことになる。そしてこの制限は以下の程度までも及ぶ。すなわち、たとえ養子縁組によって尊属あるいは卑属の関係に入ったとしても、互いに婚姻をなすことはできず、さらに養子縁組を解消した場合にも同一のことが法としてあてはまる。したがって、養子縁組によって私と娘あるいは孫娘の関係に入った者は、たとえ私がその者を家父権免除しても、私は妻とすることはできないことになる。

**60** 傍系血族にもとづいて結びついている者の間においてもまた、ある程度同様のことがみられるが、それほど厳格ではない。

**61** もちろん、同じ父親と母親から生まれたのであれ、そのいずれか一方から生まれたのであれ、兄弟姉妹の間では婚姻は禁止されている。けれども、もし養子縁組によってある女が私の姉妹となった場合、少なくとも養子縁組が存続している限り、私と彼女との間に婚姻が成立しえないのは確かである。しかし、家父権免除によって養子縁組が解消された場合には、私は彼女を妻とすることができる。また、私がか家父権免除を受けた場合にも、婚姻障害はない。

---

58-59 I. 1, 10, 1: Gai Epit. 1, 4, 1 とほぼ同じ。Vlp. 5, 6=Coll. 6, 2, 1: Paul. 2, 19, 3=Coll. 6, 3, 1 を参照。58の最初の部分は、Kr. が Inst. から補充した。

60-61 I. 1, 10, 2 と同じ。Vlp. 5, 6=Coll. 6, 2, 2: Gai Epit. 1, 4, 2 を参照。

62 兄弟の娘を妻とすることは許されている。そして、そのことは、神皇クラウディウスが自分の兄の娘のアグリッピーナを妻にめとったとき初めて行なわれるようになった。これに対して、姉妹の娘を妻とすることは許されていない。これらのことは、元首の勅法によってそのように表わされている。

63 同様に、父方、母方の叔母を妻とすることも許されていない。そしてまた、かつて私にとって義理の母もしくは義理の娘、または継娘もしくは継母であった者についても同様である。われわれが《かつて》と述べたのは、このような義理の関係をもたらし婚姻が依然として存続するならば、他の理由から、つまり、〔妻は〕同時には二人の男子と婚姻できないし、また〔夫は〕同時には二人の妻をもつことができないということから、私は既婚者を妻とすることはできないということになるからである。

64 したがって、もし不浄かつ淫らな婚姻を締結した者は誰でも、妻をもつことはないし、子をもつこともないとみなされる。それゆえ、そのような結合から生まれる子は、確かに母をもつとは認められても、父をもつとはまったく認められない。すなわち、そのために、父権に服することなく、〈このような子は〉母が淫らに懐胎した者のようなものである。なぜなら、彼らは、父がまったく不確定であるので、父をもつとはみなされな

---

62 I. 1, 10, 3; 5: Gai Epit. 1, 4, 3; 4: Vlp. 5, 6=Coll. 6, 2, 2. 6, 4, 5 [Gregorian, lib. 5 sub tit. de nuptiis] を参照。

63 I. 1, 10, 6; 7: Theoph. 1, 10, 6 [45頁 13—16行]: Vlp. 5, 6: Gai Epit. 1, 4, 5 を参照。

64 I. 1, 10, 12: Gai Epit. 1, 4, 8 とほぼ同じ。

②④ クラウディウス (Tiberius Claudius Drusus) ローマ皇帝。在位41—54年。

②⑤ アグリッピーナ (Agrippina 15-59) 叔父のローマ皇帝クラウディウスと再婚し、宮廷内に勢力を張り、ついにクラウディウスを毒殺して自分の子ネロを擁立したが、ネロの命を受けた被解放者アニケトゥスに殺された。

いからである。それゆえ、彼らは私生子と呼ばれるのが常である。それは、ギリシャの言葉では、淫らに (*σποράδην*) 懐胎されたもの、あるいは父のない子というようなものである。

65 ところで、子供は、生まれたとき直ちに親の権力に服さなくとも、ときとして、後になって権力に服するようになるということが生ずる。

66 例えば、ラテン人が、アエリウス＝センチウス法にもとづいて妻をめとって、ラテン人の女によってラテン人の息子をもうけるか、またはローマ市民の女によってローマ市民の息子をもうけるかしても、彼は息子を権力内に有することにはならないであろう。けれども、後に原因が証明されて〈クィリーテースの〉権を取得したならば、その際には、彼はその息子を自己の権力内に有することになる。

67 同様に、ローマ市民が、ラテン人あるいは外国人の女をローマ市民と信じたために、それと知らずに妻にめとり、息子をもうけた場合にも、その息子はこのローマ市民の権力に在服さない。というのは、その子は、決してローマ市民ではなく、ラテン人あるいは外国人だからである。すなわち、彼は母親と同じ身分を有したのである。なぜなら、自分の父親と母親との間に通婚権が存在する場合以外には、誰も父の身分を取得することはないからである。しかしながら、元老院議決によって、錯誤の原因を証明することが許されており、そしてこのようにして妻も息子もローマ市民権を取得し、息子はその時点から父の権力に服することになる。それと知らずに降服外人類の女を妻とした場合にも、妻はローマ市民とならないというものを除いて、同じ法があてはまる。

---

65 I. 1, 10, 13 とほぼ同じ。Lach. は本節の最初の部分を Inst. から補充した。

66 Vlp. 7, 4: 前掲 29 を参照。

67 Vlp. 7, 4; 5; 9: 後掲 2, 142; 3, 5; 73. を参照。



68 同様に、ローマ市民の女が、錯誤によってあたかもローマ市民の男と信じて外国人と結婚した場合も、彼女には錯誤の原因を証明することが許されており、そしてこのようにして彼女の息子も夫もローマ市民権を取得し、それと同時に息子は父の権力に服することになる。あたかもアエリウス＝センティウス法にもとづくラテン人と信じて外国人と結婚した場合にも、同じ法があてはまる。なぜなら、この点についても、元老院議決によって特に規定されているからである。また、あたかもローマ市民の男あるいはアエリウス＝センティウス法にもとづくラテン人の男と信じて降服外人類である者と結婚した場合も、同じ法がある程度あてはまる。但し、降服外人類である者は当然その身分にとどまり、そのために、息子は、たとえローマ市民になるとしても、父の権力には服しない。

69 同様に、ラテン人の女が、外国人の男をラテン人と信じたために、その者と〈アエリウス＝センティウス法により〉結婚した場合にも、息子が生まれたならば、元老院議決にもとづいて錯誤の原因を証明することができる。そしてこのようにして〔これらの〕すべての者はローマ市民となり、息子は父の権力に服することになる。

70 ラテン人の男が、アエリウス＝センティウス法にもとづいて、あたかもラテン人の女あるいはローマ市民の女を妻にするものと考え、錯誤によって外国人の女を妻とした場合にも、同じことが決定された。

71 さらに、ローマ市民が自分をラテン人と信じ込んで、そのために、ラテン人の女を〈妻とした〉場合、息子が生まれたならば、彼には、あたかもアエリウス＝センティウス法にもとづいて妻をめぐった〈場合〉のように、錯誤の原因を証明することが許される。同様に、ローマ市民であるの

---

68 Vlp. 7, 4 を参照。

69 〈 〉の中の語句は Hu. が付加した。

69 David-Nelson では、〈 〉の中の語句は挿入されていない。

に自分を外国人と信じ込み、外国人の女を妻とした男にも、息子が生まれたならば、元老院議決によって、錯誤の原因を証明することが許されている。それがなされると、妻はローマ市民となり、息子は……………単にローマ市民権を取得するばかりか、父の権力に服することになる。

72 息子についてわれわれが述べたことは、すべて娘についてもあてはまる、とわれわれは理解する。

73 錯誤の原因の証明に関する限り、息子が何歳であるかはまったく重要でない。……………もし息子あるいは娘が満1歳に達しなければ、原因を証明することができない。神皇ハドリアヌスのある勅法において、次のように規定されたことを、私は看過しているわけではない。すなわち、あたかも錯誤の原因を証明することについて、……………皇帝は……………認めた。

74 〈しかし〉、もし外国人がローマ市民の女を妻とした場合、彼は元老院議決にもとづいて原因を証明することができるかどうか、が問われた。……………彼は原因を証明することはできない。たとえ自らは、……………このことは特にその者に許された。しかし、外国人がローマ市民の女を妻にし

---

72 前掲 32<sup>a</sup> Vlp. 3, 3; 7; 4 を参照。

73 前掲 29 を参照。Kr. によれば、本文について欠字部分は次のように補充することができる。すなわち、「……………ただし、アエリウス=センチウス法により婚姻を締結したと考えた者のうち、ある者が錯誤の原因を証明したいと思った場合は除外される。というのは、この場合について……………(もし……………)」。Goe. は、「……………錯誤の原因を証明することについても」の言葉の後に、「……………関係するように、息子は満1才に達していなければならない……………」と補充した。

74 前掲 68 を参照。

(27) David-Nelson では、この箇所には「生まれた〔息子〕もまた (quoque natus)」が挿入されている。

(28) David-Nelson では、「皇帝は (imperator)」の語は補われていない。

(29) David-Nelson では、「彼は原因を証明することはできない。たとえ自らは (probare causam non potest, quamvis ipse)」の部分は補われていない。

て、息子が生まれた後に、他の方法でローマ市民権を取得した場合、その後「錯誤の」原因を証明することができるかどうか問われたので、皇帝アントニヌスは勅令をもって次のように定めた。すなわち、その者が依然として外国人であった限りにおいて、その者は「錯誤の」原因を証明することができる、と。以上のことから、われわれは外国人ですら「錯誤の」原因を証明できると結論する。

**75** われわれが述べたことから、ローマ市民が外国人の女を妻とした場合であれ、外国人がローマ市民の女を妻とした場合であれ、生まれた子供が外国人であることは明らかである。しかし、もしその者が錯誤によってこの種の婚姻を締結したのであれば、われわれが先に述べたところに従って、元老院議決にもとづいてその婚姻の欠陥を修正することが許される。これに対して、もしならん錯誤がなく、相手の身分を互いに知りながら夫婦になったのであれば、その婚姻の欠陥は決して修正されない。

**76** ところで、われわれが述べているのは、もちろん、その間に通婚権が存在しない者たちについてである。もしそうでなくて、ローマ市民が、その間に通婚権が存在する外国人の女を妻としたならば、先にも述べたように、合法婚姻が締結されるのである。またその場合、これらの者から生まれる者は、ローマ市民であり、父の権力に服することになる。

**77** 同様に、ローマ市民の女が、その間に通婚権が存在する外国人と結婚した場合、あたかも外国人の女から子が生れたように、生れた子はもちろん外国人であり、その子は父親の嫡出の息子となる。しかし現在では、神皇ハドリアヌスの権威のもとに作成された元老院議決〈にもとづいて〉、たとえローマ市民の女と外国人である男との間に通婚権が存在しない場合でも、生れる子は父親の嫡出の息子となる。

---

75 前掲 68 を参照。

76 前掲 56 を参照。

77 後掲 92 を参照。

78 ところで、われわれが、ローマ市民の女と外国人との間に……………<sup>(80)</sup>  
生まれた者は外国人であると述べたところは、……………親の身  
分に従う……………ミニキウス法によって定められている。たしかに同法に<sup>(81)</sup>  
よれば、これとは逆に、ローマ市民が通婚権がないのに外国人の女を妻に  
めとった場合には、この結合からは外国人が生まれると定められている。  
だが、ミニキウス法は、主にこの場合に必要で〔あった〕。なぜなら、その  
間に通婚権がない者たちから生まれる者は万民法により母親の身分を付与  
されるから、この法律の適用を受けないとすれば、彼は異なる身分に従わ  
なければならなかったからである。ところで、法律がその箇所でもローマ市  
民と外国人の女からは外国人が生まれると命じているのは、不要だと思わ  
れる。というのは、この法律の適用がなければ、いずれにしても万民法に  
よりこうなるものとされるからである。

79 さらに、これは、……………外国の民族や部族だけでなく、ラテン人と  
呼ばれる者も……………。しかしながら、これは、固有の国民と固  
有の国家を有し、外国人の部類に入れられていた他の種のラテン人にかか

---

78 Vlp. 5, 8 を参照。Kr. と Mo. は、本文に対してほぼ次のような文章を補充す  
ることができる。すなわち、「ところで、われわれがローマ市民の女と外  
国人との間に、通婚権なくして生まれる者は、外国人であると述べたところは、ミ  
ニキウス法により、ローマ市民と外国人の女との間に通婚権なしに婚姻が締結され  
た場合には、生れた者は外国人の親の身分に従う〈という効果がこの法律によって  
生ずる〉ものと定められている」。

79 前掲 29 ; 22 Vlp. 3, 3 を参照。Mo. は本文に対して次のように欠字部分を補充  
する。すなわち、「さらにこれは、ローマ市民とラテン人の女から生まれた者は、  
たとえミニキウス法が今日ラテン人と呼ばれている者に関係ないとしても、ラテン  
人として生まれる、ということにもなる。すなわち、この法律においては、たしか  
に外国人という名称によって、……………包摂されるのである」。

---

(80) David-Nelson では、この箇所に「通婚権が存在しないならば (nisi conubium sit)」の語句が補われている。

(81) David-Nelson では、この箇所に「この者はたしかにより劣等な (is quidem deterioris)」の語句が補われている。

(82) ミニキウス法 (lex Minicia) 正確な制定年代は不明、おそらく前90年頃。

わるものである。

**80** 同様の理由から、これとは反対にラテン人の男とローマ市民の女との間に生まれた者は、アエリウス＝センティウス法にもとづいてであれ、他の方法にもとづいてであれ、婚姻が締結されていたならば、ローマ市民として生まれる。とはいえ、アエリウス＝センティウス法にもとづいて婚姻を締結した場合は、ラテン人として生まれると考える者があった。それは、その事例について、アエリウス＝センティウス法とユニウス法が彼らの間に通婚権を与えたとみなされ、そして常に通婚権は生まれる子に父親の身分を付与する効果を生じさせるという理由からである。これに対して、他の方法にもとづいて婚姻を締結した場合、生まれる子は万民法により母親の身分に従い、そしてそのためにローマ市民であるとみなされる。しかし、われわれがこの法を用いるのは、いかなる方法であれ、ラテン人とローマ市民の女との間に生まれた者はローマ市民として生まれるということが規定されている神皇ハドリアヌスを提案者とする元老院議決にもとづく。

**81** また、これと符合して、神皇ハドリアヌスを提案者とするこの元老院議決は、ラテン人の男と外国人の女との間に生まれる者、これとは反対に外国人の男とラテン人の女との間に生まれる者は母親の身分に従うと規定する。

**82** このことから以下のことも推測される。すなわち、女奴隷と自由人との間に生まれた子は万民法により奴隷として生まれ、そしてこれとは反対に自由人の女と奴隷との間に生まれた子は自由人として生まれる、ということである。

**83** しかし、われわれは、何かある法律、あるいは法律の効力をもつものが、偶然にせよ、万民法の規定を変更することがないように留意しなければならない。

---

82 I. 1, 4pr.: Vlp.: 5, 9: Paul. 2, 24, 1-3 後掲 **88** および前掲 **59** を参照。